

# 利用者負担金のお支払いについて

## 1. 利用者負担金の支払先と支払方法

子ども・子育て支援施設等及び地域型保育事業の利用には所得に応じた負担金がかかります。

### 利用者負担金の支払先

| 施設等<br>費用 | 水戸市立<br>保育所・認定こども園 | 民間保育所 | 私立認定<br>こども園 | 地域型保育事業<br>〔家庭的保育事業<br>小規模保育事業等〕 | 水戸市外の<br>公立保育所・<br>認定こども園 |
|-----------|--------------------|-------|--------------|----------------------------------|---------------------------|
| 利用者負担金    | 水戸市                | 水戸市   | 利用施設等        |                                  | 施設等が所在<br>する市町村           |
| 給食費       |                    | 利用施設等 |              |                                  |                           |

### 利用者負担金の支払時期・支払方法

| 支払先<br>内容   | 水戸市                      | 利用施設等 | 施設等が所在<br>する市町村 |
|-------------|--------------------------|-------|-----------------|
| 支払時期<br>と方法 | 当月分を当月末日※に口座から振替<br>えます。 |       | 支払先にお問合せください。   |

※ 12月のみ25日。振替日が土日祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日に振替えます。

## 2. 水戸市の口座振替の手続き方法

水戸市の負担金は原則、口座振替で支払ってください。振替手数料は水戸市が負担します。

口座振替は、次の①、②、③いずれかの方法で手続きができます。どなた名義の口座でも登録できますので、必ず手続きをしてください。

なお、お子様おひとりにつきそれぞれ手続きが必要ですので、ご注意ください。

### 【口座振替の手続き場所・必要物】

| No. | 対象の金融機関              | 手続場所                  | 必要物                                             | 摘要                                 |
|-----|----------------------|-----------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| ①   | 下記一覧の<br>全ての金融機関     | 金融機関                  | 申込書、届出印、<br>お問合せ番号が分かるもの<br>（納入通知書等）            | 市内の店舗であれば<br>申込書は店舗に備え<br>付けてあります。 |
| ②   | 下記一覧のうち<br>◎の付いた金融機関 | Web 口座振替受付<br>サービスサイト | お問合せ番号が分かるもの<br>（納入通知書等）、口座情報が分<br>かるもの、メールアドレス | お問合せ番号の入力<br>が必要です。                |
| ③   | 下記一覧のうち<br>下線のある金融機関 | 幼児保育課<br>（市役所1階）      | キャッシュカード※                                       | 端末に暗証番号の入<br>力が必要です。               |

※ 代理人カード・家族カード・クレジット機能付きカードなど一部取扱いできないカードがありますので、利用の可否については各金融機関にお問合せください。

### 【口座振替ができる金融機関の一覧】

◎足利銀行 ◎茨城県信用組合 ・茨城県信用農業協同組合連合会 ◎常陽銀行 ◎中央労働金庫  
◎筑波銀行 ◎東邦銀行 ・ハナ信用組合水戸支店 ◎東日本銀行 ◎福島銀行 ・みずほ銀行  
・三菱UFJ銀行 ◎水戸信用金庫 ◎水戸農業協同組合 ◎ゆうちょ銀行 ◎横浜幸銀信用組合水戸支店

※1 金融機関から水戸市に申込書が送付されるまでに一定のお時間をいただいております。振替が始まるまでは、毎月中旬に当月分の納入通知書（払込用紙）が届きます。

※2 振替ができなかったときは、翌月中旬（振替日の9営業日後）に再振替があります。

※3 再振替ができなかったときは、おおむね10日後に督促状（払込用紙）が届きます。

※4 振替口座を変更するときは、改めて口座振替の手続きをしてください。変更の手続きが済んで金融機関から水戸市に通知されるまでは旧口座からの振替となります。

※5 お手続きの際に、本人確認をさせていただく場合がございますので、身分証明書をお持ちください。